平成２４年（フ）第１３０３７号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中１丁目11―６
破産者　村上　貴彦
１　決定年月日　平成25年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０４２号
東京都新宿区西新宿５丁目６―３―204
破産者　泉本　賢伸
１　決定年月日　平成25年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０４５号
神奈川県大和市上草柳８丁目20―14
破産者　桂原　徳久
１　決定年月日　平成25年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１１０号
東京都江東区南砂４丁目５―９―303
破産者　竹村　大輔
１　決定年月日　平成25年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１１８号
東京都新宿区四谷４丁目10―306
破産者　山本　雅子
１　決定年月日　平成25年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３０９１号
大阪府八尾市幸町３丁目108番地の１
破産者　医療法人きのだ会
１　決定年月日　平成25年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３５号
大分県別府市大字鶴見1951番地の１
破産者　有限会社冨建
１　決定年月日　平成25年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１１号
北海道登別市若草町２丁目14番地10
破産者　有限会社小判
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
北海道小樽市緑１丁目４番26号
破産者　株式会社ＴＡＲＵＤＯ
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１０６号
茨城県坂東市岩井3282番地２
破産者　株式会社木造住宅センター
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第８５６号
東京都調布市下石原３丁目48番地８調布栄マンション205
破産者　土屋　　芳（旧姓厚沢）
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４号
長野県上田市保野292番地
破産者　株式会社保屋野建設
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１２５号
岐阜市鷺山1768番地388
破産者　有限会社アーサークリエイティブ
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３３号
島根県仁多郡奥出雲町上阿井3782番地３
破産者　有限会社鴨山工務店
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８４号
島根県仁多郡奥出雲町上阿井3780番地３
破産者　鴨山　雅宏
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９４３号
札幌市北区太平七条４丁目10番６号
破産者　札幌開発輸送株式会社
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４８号
秋田県にかほ市平沢字鳥森137番地１
破産者　サントー工業株式会社
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第４８７号
千葉県船橋市本町１丁目９番９号パークタワー船橋403号
破産者　西本　義彦
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１０９０号
千葉県習志野市東習志野３丁目６番21号　双葉コーポ101号
破産者　板橋　喜彦
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１１３号
千葉県船橋市本町７丁目27番20号
破産者　株式会社スターボード
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２１００号
東京都品川区南大井１丁目20番17号
破産者　株式会社ファセック
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８１８号
名古屋市中村区名駅５丁目23番３号
破産者　株式会社エヌ・ダイニング・アンド・エイチ・ビー
１　決定年月日　平成25年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部